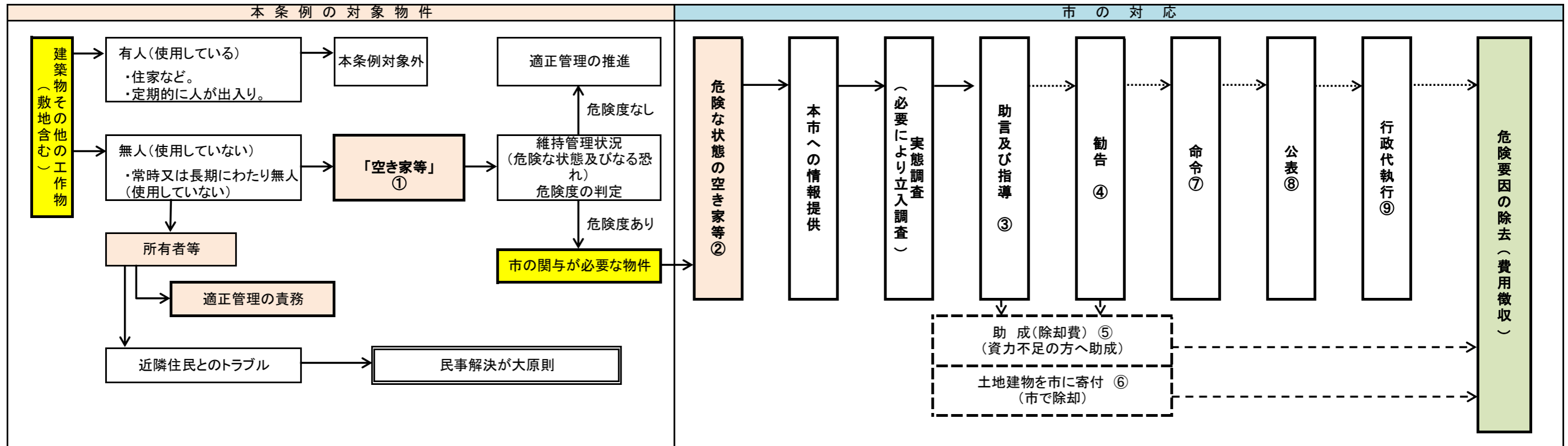


嬉野市空き家等の適正管理に関する条例の骨子

◀ 条例制定の背景、目的 ▶

近年、住宅地等において、適正に管理されずに放置され、老朽化・荒廃化した空き家等(建築物とその敷地を含む)が増加し、倒壊事故や犯罪等の危険性など周辺住民の生活環境への悪影響が全国的な課題となってきています。建築物やその敷地等は、他人に損害を与えぬよう所有者や管理者等が適正に維持保全すべきものですが、嬉野市においても、適正に管理されていない空き家等の相談が増加しております。この条例は、空き家等の適正な管理に関し必要な事項を定めることにより、倒壊等の事故、犯罪及び火災の未然防止、並びに生活環境の保全を図り、もって、市民の安全で安心な暮らしの実現に寄与することを目的とする。

空き家対策条例スキーム図



◀ 本条例の特徴 ▶

対象物件	① 空き家等 …… 市内に所在する建物その他の工作物(既に倒壊したものを含む。)で常時無人の状態にあるもの及びその敷地をいう。
	② 危険な状態…… 1)老朽化又は台風等の自然災害によって、建物その他の工作物が倒壊し、又は当該建物その他の工作物に用いられた建築資材等が飛散することにより、人の生命身体若しくは財産に害を及ぼすおそれのある状態 2)不特定の者に建物その他の工作物又はその敷地に侵入され、犯罪又は火災等を誘発するおそれのある状態 3)樹木等の繁茂、害虫等の発生により、生活環境の保全に支障を及ぼすおそれがある状態
	③ 助言及び指導 空き家等が危険な状態にあると認める場合について、「助言及び指導」を行います。
市の対応	④ 勧告 所有者等が、上記の「助言及び指導」に応じず、「指導」時よりも程度が悪化した場合、期限を定めて「勧告」を行います。
	⑤ 助成 経済的な理由等により、「助言及び指導」・「勧告」の処置(建築物の除却)ができない所有者等に対して、その工事費の一部を助成することにより、適正管理を促します。
	⑥ 寄付 経済的な理由等により、「助言及び指導」・「勧告」の処置(建築物の除却)ができない所有者等が、土地建物を市に寄付することにより、市が措置(建築物の除却)を行い、跡地の有効活用を図ります。
	⑦ 命令 所有者等が、特別な理由がないにもかかわらず、期限までに「勧告」に従わない場合、期限を定めて「命令」を行います。(行政処分)
	⑧ 公表 所有者等が、特別な理由がないにもかかわらず、期限までに「命令」に従わない場合、氏名等を公表します。
	⑨ 行政代執行 所有者等が、特別な理由がないにもかかわらず、期限までに「命令」に従わない場合で、著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法に基づき、代執行を行います。 ※代執行に要した費用は、行政代執行法に基づき、国税納付処分の例により、徴収します。
関係機関との連携	必要な場合は、市の区域を管轄する警察その他の関係機関に必要な措置を要請します。